第３次
匝瑳市子ども・子育て支援
事業計画

【概要版】

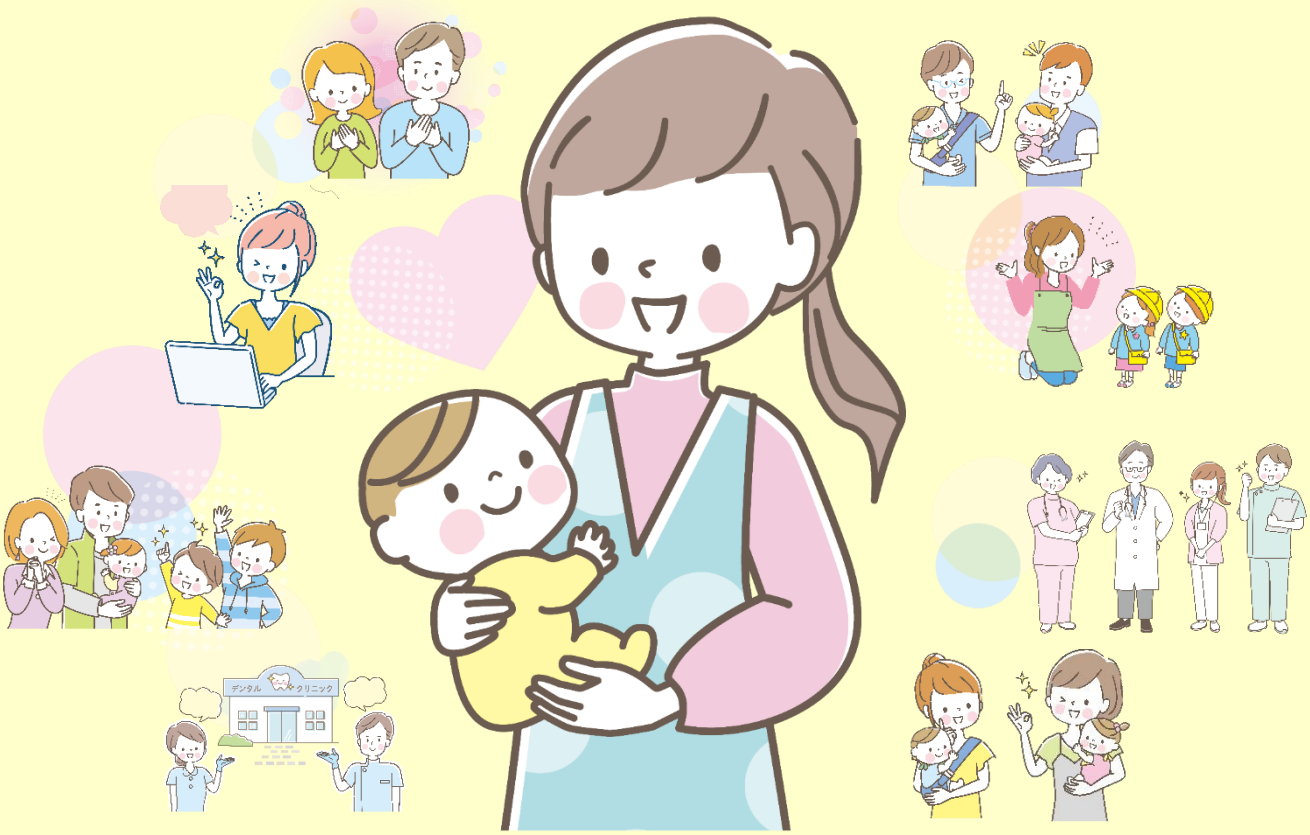

令和7年（2025年）3月

匝　瑳　市

計画の概要

計画の策定

本市では、令和2年（2020年）3月に「第2次匝瑳市子ども・子育て支援事業計画」（以下「第2次計画」という。）を策定し、幼稚園や保育所等の教育・保育サービス、一時預かりや、つどいの広場といった地域子育て支援事業、放課後児童クラブ等の提供体制を整えてきました。また、地域の状況に応じた教育・保育や子育て支援が効果的に提供されるよう、様々な施策を計画的に推進してきました。

しかしながら、核家族化や地域のつながりの希薄化、家庭や地域の「子育て力・教育力」の低下といった課題があり、国全体で進められている子育て支援新制度や「子育て安心プラン」に基づく保育の充実が求められています。また、これからは、幼児教育・保育の無償化や働き方改革等が進む中で、子育て世帯の視点に立った支援が重要となります。

このような状況を踏まえ、本市の子どもとその保護者が安心して暮らせるように、各事業を地域の協力のもとで計画的に推進する必要があります。そのために「第2次計画」の進捗を検証し、「第3次匝瑳市子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条の規定により、すべての子どもたちと子育て家庭を対象に、本市が令和7年（2025年）4月から進めていく子ども・子育て支援事業の目標や方向性を示したものです。

また、本計画は、本市のまちづくりの総合的指針である「匝瑳市総合計画」の子ども・子育てに関連する分野の個別計画として位置付け、さらにすこやか親子21に基づく「母子保健計画」を包含した計画として、市民が子育てについて理解と認識を深め、家庭、保育や幼児教育の場、学校、事業者、行政機関等が相互に協力し、地域社会が一体となって子ども・子育てを推進するための計画とします。

加えて、国際社会共通の目標であるSDGs(持続可能な開発目標)の実現に向けて、国は「SDGs実施指針改訂版（令和元(2019)年12月20日）」を定めており、地方自治体には「様々な計画にSDGsの要素を反映すること」が期待されています。本計画にもSDGsの考え方を位置付けるとともに、各種団体等と連携しながら、SDGsの達成と持続可能な子ども・子育て支援に関する施策の推進に取り組みます。

計画の期間

本計画は、子ども・子育て支援法に基づいて定められた基本方針に即して、令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）までの5年間を計画期間とします。

令和5年度（2023年度）	令和6年度（2024年度）	令和7年度（2025年度）	令和8年度（2026年度）	令和9年度（2027年度）	令和10年度（2028年度）	令和11年度（2029年度）
第2次計画		第3次計画				
	計画の策定	令和7年度（2025年度）～令和11年度（2029年度）				

計画の基本的な考え方

計画理念

本市では様々な子育ての課題に取り組むべく、令和2年（2020年）3月に第2次計画を策定し、教育・保育サービスの充実を図るだけではなく、「匝瑳市で子育てをしてよかった」と思える環境づくりに努めています。

核家族化の進行や働く女性の増加、地域間の連携の薄さ等により、社会全体で子どもやその家族を支えることがより一層必要となっています。行政だけでなく、保護者を含む地域のすべての住民が、子どもの健全な成長を目指す共通の目標を持ち、子育て支援の重要性に対する理解と関心を高め、それぞれの立場で協力し見守ることがこれまで以上に期待されています。

このことから、本計画では、第2次計画の基本理念を継承し、更なる取組を推進していきます。

子ども一人ひとりの輝きを慈しみ
育てる喜びと楽しみを実感できるまちづくり

基本目標

本計画の基本理念を実現するためには、様々な関係分野が相互に連携し、すべての子どもとその保護者を取り巻く環境や地域社会を含めた取組が求められます。

そこで次の3つの基本目標を設定し、これらを柱として総合的に施策を推進します。

① 子育てをみんなで支えるまちづくり

② 子どもを健やかに育み保護者を支えるまちづくり

③ 子どもが安全で、安心して子育てできるまちづくり

基本目標1

子育てをみんなで支えるまちづくり

ライフスタイルの変化や女性の社会進出が進むことで、様々な子育て家庭が増加し、子育てに対する不安や負担も多様化しています。こうした不安や負担を軽減するための環境づくりが必要です。

また、地域社会のつながりが薄くなったことで、子育ての負担が個々の家庭に重くのしかかり、大きな負担となっています。すべての子どもと家庭への広範な支援を行う観点から、子育て支援や教育・保育サービスの充実を図る必要があります。小児医療の充実や障害児の支援等を通じて、子育て支援体制を強化します。

さらに、すべての保護者が「ひとりで子育てをしているのではない」と感じられるように、地域や関係機関・団体が協力して子育て家庭を見守り支援することが重要です。子どもを地域全体の宝として支え合う取組を推進します。

基本目標2

子どもを健やかに育み保護者を支えるまちづくり

子どもを育てたい人々の安全な妊娠や出産をサポートし、子どもが心身ともに健康に育つ環境を整えるためには、母子保健が重要です。母子保健は、母親と子どもの健康を守るための医療や保健の課題に対処するもので、広く生涯を通じた健康増進の基盤となります。

健やかな妊娠と出産を支援し、乳幼児健診等の機会を活用して保護者への相談や指導を充実させることで、子どもの健康づくりを進めます。また、保護者が安心して子育てするためには、自身の生活が安定していることが必要です。多様な働き方を考慮し、仕事と子育てを両立できる環境の整備と、経済的負担の軽減に取り組みます。

基本目標3

子どもが安全で、安心して子育てできるまちづくり

保護者が魅力や喜び、楽しみを感じながら安心して子どもを育てるためには、子どもにとって良好で安全な地域環境が必要です。そのため、良好な居住環境の確保に加え、子どもたちが安全に通行できる道路交通環境の整備や、公共施設のバリアフリー化を進めています。

また、最近では子どもが犯罪に巻き込まれる事件や児童虐待が増えているため、子どもを犯罪や交通事故から守るための教育や活動を推進し、子どもと保護者が安全で安心して暮らせる環境づくりに努めています。

施策体系

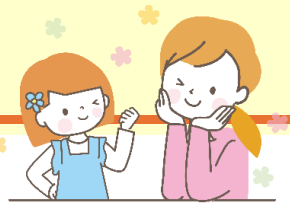

基本理念

子ども一人ひとりの輝きを慈しみ育てる喜びと楽しみを実感できるまちづくり

基本目標1 子育てをみんなで支えるまちづくり

施策 (1)子育て家庭への支援	①子育て支援サービスの充実 ②保育等サービスの充実 ③小児医療の充実 ④障害のある子どもへの支援
施策 (2)子育てを地域で支える意識・体制づくり	⑤地域ぐるみの子育て支援意識の醸成 ⑥地域における子育て支援のネットワークづくり ⑦地域資源活用による子育て支援

基本目標2 子どもを健やかに育み保護者を支えるまちづくり

施策 (3)保護者と子どもの健康の確保、増進	⑧安全な妊娠と出産の支援 ⑨子どもの健やかな成長と発達への支援 ⑩「食育」の推進 ⑪思春期の心と体の健康づくり
施策 (4)仕事と子育てが両立できる環境の整備	⑫仕事と子育ての両立支援の推進、多様な働き方の実現 ⑬経済的負担の軽減 ⑭ひとり親家庭の自立支援の推進

基本目標3 子どもが安全で、安心して子育てできるまちづくり

施策 (5)子育てを支援する生活環境の整備	⑮良質な居住環境の確保 ⑯安心して外出できる環境の整備
施策 (6)安全対策の推進	⑰子どもを犯罪等から守るための活動の推進 ⑱子どもを交通事故や災害から守る活動の推進 ⑲児童虐待の防止策の充実
施策 (7)子どもが健やかに育つための環境づくり	⑳子どもの権利を守るまちづくり ㉑次代を担う人づくり ㉒生きる力を育む環境の整備 ㉓家庭や地域の教育力の向上

子育て支援推進課とこども家庭センター

児童福祉法の改正により、市町村はこども家庭センターの設置に努めることとし、児童や妊産婦の母子保健、児童福祉に関する包括的な支援を行うことになっています。

本市では、すべての妊産婦、子育て世帯、児童への一体的な支援を行うため、福祉課子育て支援班と健康管理課母子保健部門を統合した子育て支援推進課を設置し、同課内にこども家庭センターを設置します。これは、子育て支援の充実と子育て世帯の利便性向上を目指すもので、令和7年4月1日から設置します。

子育て支援推進課（こども家庭センター）では、保育所等の運営、児童及び妊産婦等の福祉、母子保健の相談、支援を要する児童及び妊産婦等へのサポートプランの作成、保健指導、健康診査等の業務等、児童福祉と母子保健の連携・協働を強化し、児童虐待への予防対応や家庭ごとの支援を切れ目なく行います。

こども家庭センターのイメージ図

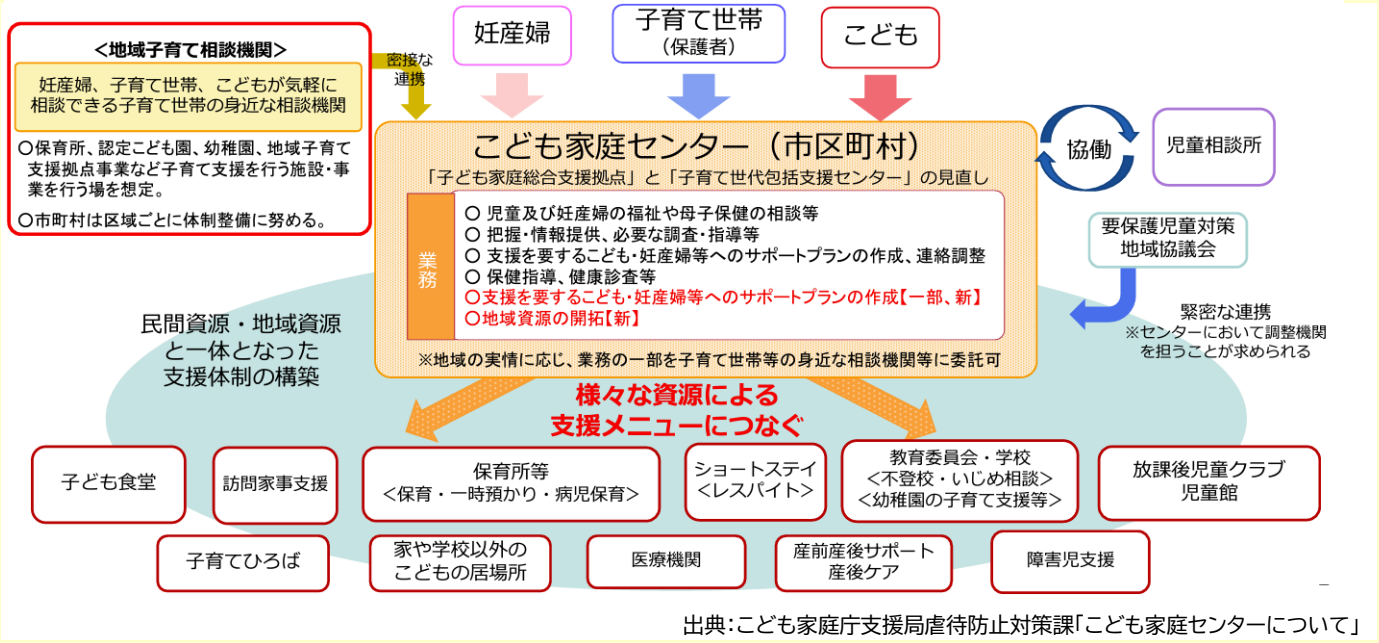

出典：こども家庭庁支援局虐待防止対策課「こども家庭センターについて」

教育・保育の量の見込みと確保方策

本計画では国の「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」に基づいて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域に教育・保育提供区域を設定する必要があります。

本市では、市の面積規模や児童人口、交通事情、保育園・幼稚園・学童保育・地域子育て支援事業等の利用状況等の諸条件を総合的に勘案し、第2次計画同様、市内全域を1つの教育・保育提供区域として設定し、サービス基盤の整備や充実を図ります。

(1)幼稚園、保育所(園)、認定こども園の量の見込み・確保体制

単位：人

			令和7年度（2025年度）	令和8年度（2026年度）	令和9年度（2027年度）	令和10年度（2028年度）	令和11年度（2029年度）
1号認定（幼稚園及び認定こども園）		量の見込み	43	42	40	40	39
		確保方策	225	225	225	225	225
2号認定	認定こども園	量の見込み	58	56	55	54	52
		確保方策	58	56	55	54	52
	保育所（園）	量の見込み	463	449	435	432	419
		確保方策	570	570	570	570	570
3号認定（保育所（園）及び認定こども園+地域型保育）		量の見込み	238	231	224	222	215
		確保方策	350	350	350	350	350

(2)地域こども・子育て支援事業の量の見込み・確保体制

		単位	令和7年度（2025年度）	令和8年度（2026年度）	令和9年度（2027年度）	令和10年度（2028年度）	令和11年度（2029年度）
時間外保育事業（延長保育事業）	量の見込み	人	75	73	70	70	68
	確保方策	人	75	73	70	70	68
		箇所	9	9	9	9	9
放課後児童健全育成事業（学童保育）	量の見込み	人	500	465	431	388	364
	確保方策	人	495	471	448	419	403
子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）	量の見込み	人日	223	226	219	217	211
	確保方策	人日	0	0	0	0	0
		箇所	0	0	0	0	0
地域子育て支援拠点事業	量の見込み	人回	4,274	4,150	4,020	3,991	3,886
	確保方策	人回	4,274	4,150	4,020	3,991	3,886
		箇所	3	3	3	3	3
一時預かり事業 在園児	量の見込み	人日	2,066	2,006	1,943	1,929	1,869
	確保方策	人日	2,066	2,006	1,943	1,929	1,869
		箇所	3	3	3	3	3
一時預かり事業 上記以外	量の見込み	人日	561	544	528	524	508
	確保方策	人日	561	544	528	524	508
		箇所	8	8	8	8	8
病児・病後児保育事業	量の見込み	人日	728	706	684	680	659
	確保方策	人日	800	800	800	800	800
		箇所	1	1	1	1	1
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）	量の見込み	人日	0	0	0	0	0
	確保方策	人日	0	0	0	0	0
		箇所	0	0	0	0	0
利用者支援事業	量の見込み	箇所	1	1	1	1	1
	確保方策	箇所	1	1	1	1	1
妊婦健康診査	量の見込み	人	130	126	122	118	114
		回数	1,820	1,764	1,708	1,652	1,596
	確保方策	回数	1,820	1,764	1,708	1,652	1,596
妊婦等包括相談支援事業	量の見込み	届出数	130	126	122	118	114
		回数	390	378	366	354	342
	確保方策	回数	390	378	366	354	342
産後ケア事業	量の見込み	延人数	29	28	27	26	25
	確保方策	延人数	29	28	27	26	25
乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）	量の見込み	訪問人数	130	126	122	118	114
	確保方策	訪問人数	130	126	122	118	114
養育支援訪問事業	量の見込み	回数	0	0	0	0	0
	確保方策	回数	0	0	0	0	0
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）							
子育て世帯訪問支援事業							
児童育成支援拠点事業							

現在、実施していない事業です。今後ニーズを新たに見込まれる場合には必要に報じて関係機関と連携しながら整備に努めます。

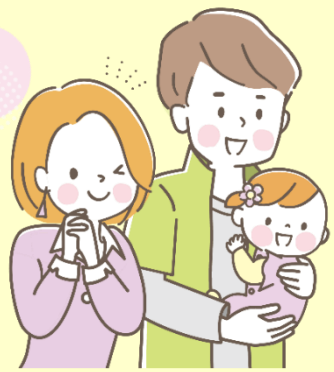

計画の進行管理

(1)点検、評価

本計画は、PDCAサイクルに基づき進行管理を行うこととし、個別事業の進捗状況と計画全体の成果の両面から毎年度点検・評価を行います。

また、計画に定めた量の見込みが実際の達成状況と大きく乖離し、必要と考えられる場合には計画の見直しを行います。

(2)計画の推進体制

進行管理にあたっては、匝瑳市子ども・子育て会議において、意見を聴くものとします。

子育てに関わる施策分野は、福祉のみならず、保健、医療、教育等、多岐にわたっているため、計画の実施にあたっては、行政と関係機関とのネットワークを構築するとともに、匝瑳市子育て支援対策委員会において総合調整を行い、推進していきます。また、国、県の関係機関とも連携を図っていきます。

(3)計画内容の周知徹底

本計画は、地域全体、社会全体で子育てを支援する体制づくりに向けて、行政のみならず、家庭、地域、事業所をはじめ、市民全員のそれぞれの立場における取組を示すものです。

そのため、市民一人ひとりが子育てと子育て支援の重要性を理解し、それに関する取組を実践・継続していけるよう、広報紙や市ホームページ等の多様な媒体を活用して本計画の内容を公開し、市民への周知徹底を図ります。

第3次
匝瑳市子ども・子育て支援事業計画
【概要版】

令和7年３月

匝瑳市福祉課
〒289-2198
千葉県匝瑳市八日市場ハ 793 番地２
電話 0479-73-0096